排出放射能影響調査事業及び排出放射性物質影響調査設備等整備等事業検証委員会(第1回) R3.3.16

排出放射能影響調査事業及び排出放射性物質影響調査設備等整備等事業検証委員会設置要綱

(目的)

第1 青森県(以下「県」という。)では、国の大型再処理施設放射能影響調査交付金を活用し、大型 再処理施設から排出される放射性物質による周辺地域における影響について、排出放射能影響調査 事業(以下「調査事業」という。)及び排出放射性物質影響調査設備等整備等事業(以下「整備等事 業」という。)を実施している。

調査事業及び整備等事業について総括的に検証する、排出放射能影響調査事業及び排出放射性物質影響調査設備等整備等事業検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2 委員会は、調査事業及び整備等事業の総括的な検証に関することを所管する。

(構成)

- 第3 委員会は、学識経験者等7名程度の委員をもって構成し、委員長1名を置く。
  - 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
  - 3 委員は、県が選任する有識者等をもって構成する。
  - 4 委員の任期は委嘱から1年以内とする。
  - 5 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(委員長)

- 第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 2 委員長に事故があるときは、委員長が代理を選任する。ただし、委員長による選任が困難なときは、県が選任する。

(開催)

第5 委員会は県が招集する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、青森県エネルギー総合対策局原子力立地対策課が処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項については、別途県が定める。

附則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。